

アスファルト舗装工事 施工体制研究会提言について

国土交通省大臣官房技術調査課工事監視官

もとなが ひで
元永 秀



はじめに

現在の公共工事の施工体制は過去のさまざまな経緯の結果として成立したのですが、近年、一括下請負等の問題が発生するなど必ずしも適切な体制にあるとは言い難いとの指摘があり、このことは公共事業に対する国民の信頼を損なう一因となっています。

公共事業を取り巻く経済・社会環境が変化するなか、国土交通省としては、今後とも良質な社会資本を適正な価格で整備していくためには、発注者サイドと施工者サイドとで望ましい施工体制の将来像を共有したうえで、両者がそれぞれの立場で努力することによってあるべき姿を実現すべきであると考えています。

このような認識の下、国土交通省として、舗装工事については、①一括下請負など近年建設業法違反が発生しており、信頼性の回復という意味から、また、②国内の建設市場が縮小に向かうなか、再編も視野に入れつつ、技術力と採算性の確保という意味からも、望ましい施工体制の確立が急務であると考え、平成14年2月に発注者、施工者および学識経験者で構成した「アスファルト舗装工事施工体制研究会」を発足させ、提言をとりまとめました。



提言の内容

(1) 舗装工事をめぐる状況

舗装業者数は、大臣許可、知事許可を合わせると9万社以上（表 1、図 1）に及び、舗装事業費の減少傾向（図 2）にもかかわらず、依然として増加しています。この業者数は舗装技術者の数や施工機械の数と比べても極端に多く、施工能力を十分に保有していない業者が数多く存在するものと言わざるをえない状況です。そしてこのことは、舗装工事において一括下請負という法令違反が行われる背景にもなっています。

また、公共工事は一般的に年度当初に事業量が少なく、年度末に事業量が増加する傾向にあり、舗装工事は、その差が他の工種に比べても大きいのが実状（図 3）です。繁忙期と端境期のこのような差が、設備等の年間稼働率を低下させる要因となるとともに、舗装会社が施工部門を保持し続けることを困難にし、外注に頼らざるを得ない状況を作りだしています。



望ましい施工体制の実現に向けた発注者側の方策

(1) 施工者の体制の普段からの把握

施工能力のある舗装会社に発注するためには、

アスファルト舗装工事施工体制研究会 提言概要

経済・社会環境が急激に変化するなか、アスファルト舗装工事における発注者サイドと施工者サイドが望ましい施工体制の将来像を共有し、あるべき姿を実現するための方策を提言

舗装工事をめぐる状況

- (1) 技術者，施工機械数と比べても多く，さらに増加している舗装業者数
- (2) 舗装事業量はやや減少傾向にあり，設備の稼働率が低下
- (3) 繁忙・端境期の事業量の差が大
- (4) 品質確保のため現場の経験に基づく特有の技術が必要

舗装工事の課題

発注者側の問題

- ① 施工能力の低い業者に発注されるケースがあり，一括下請負になりやすい
- ② 施工能力を施工実績のみで評価するのではなく，発注者自身が業者の施工能力を見極める必要

施工者側の問題

- ① 舗装業者数の過剰が過当な価格競争を招き，充実した施工部門を有する企業の競争力が相対的に低下
- ② 直接施工から子会社化，外注化が進み，元請，下請の連携が不十分な場合には施工効率や品質の低下の懸念

望ましい施工体制

工事現場の施工体制

- ① 技術者，技能者，作業員，施工機械，資材の適切な配置・調達，特に優秀な技術者と能力の高い技能者の確保と両者のチームワークが大切
- ② 直営施工であれば問題が少ないが，施工を外注する場合には元請会社が完全に責任を負える管理体制を敷くこと
舗装会社の体制整備
 - ① 良好な施工体制をとれる業者が競争において生き残れる仕組みが必要
 - ② 直営施工部門を有する会社はできるだけその体制の保持に努めるとともに，協力会社等を活用する場合には恒常的な協力関係にある会社が望ましい
 - ③ 舗装会社としての技術力の保持，向上の観点から一部の工事で直営施工することが望ましい

望ましい施工体制の実現に向けた方策

発注者側の方策

- (1) 施工者の体制の普段からの把握
- (2) 技術力を評価できる発注方式の導入
- (3) 業者選定の段階での施工能力の評価
- (4) 現場の点検の実施
- (5) 年間を通じた工事の平準化

施工者側の方策

- (1) 発注者への施工体制の情報提供
- (2) 施工体制の整備
- (3) 工事現場の施工体制の適正化
- (4) 技術の維持・向上
- (5) 地域貢献

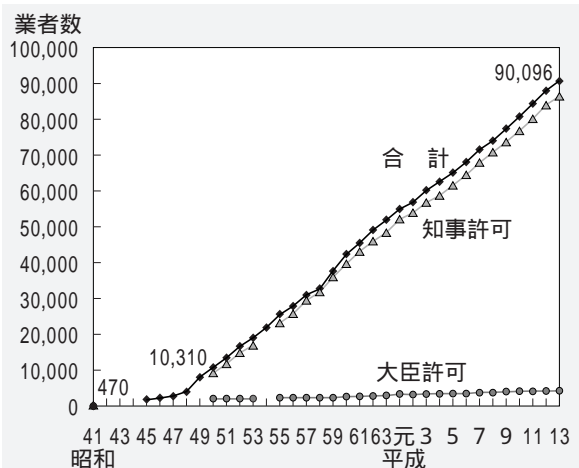
表 1 舗装工事業許可業者数，舗装施工管理技術者数，代表的な舗装施工機械台数

項目	数量	備考
舗装工事業許可業者数 (平成13年3月末現在) 1	90,096	
(大臣認可)	3,505	(特定:2,714,一般:791)
(都道府県認可)	86,591	(特定:19,559,一般:67,032)
舗装施工管理技術者 (1級)	13,681	H7～H13年度の合格者
(2級)	8,153	
舗装施工機械台数 (アスファルトフィニッシャー数) 2	3,100	
(出典)	1 建設業許可業者数調査の結果について(国土交通省資料) 2 日本道路建設業協会による調査および推計値(平成13年3月末)	

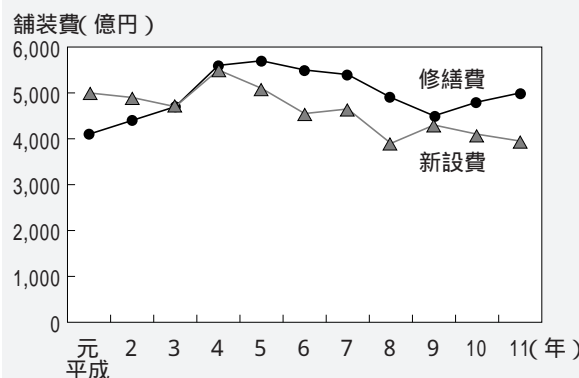
業者選定の参考とするため，管内各社の普段の体制を発注者側が事前に把握することが有効であり，これには業界の協力が不可欠です。

把握すべき情報としては，下記の項目等が考えられます。

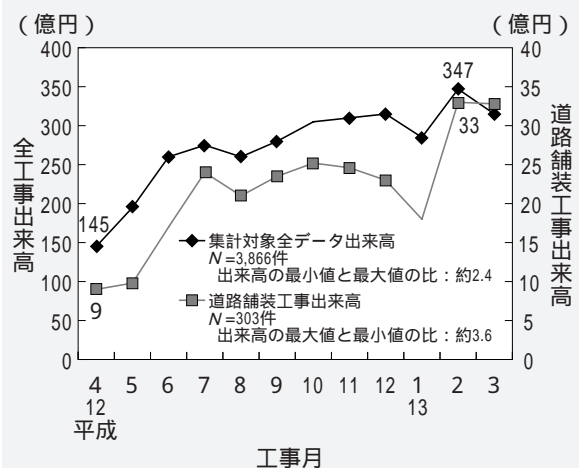
- ・管内に配置された技術者(人数，舗装施工管理技術者・土木施工管理技士等の資格者数)の状況
 - ・作業拠点の配置状況
 - ・施工機械(自社保有，長期リース等で常使用が可能なもの)，合材工場の配置状況
 - ・ISO9000シリーズなどの品質管理体制
- なお，協力会社等を活用する場合には，



(出典) 建設統計月報(建設物価調査会)
図 1 舗装工事業許可業者数の推移



(出典) 道路統計年報(全国道路利用者会議)
図 2 舗装事業費の推移



(出典) 国土交通省調べ
図 3 全工事および道路舗装工事の出来高の月別変動(直轄工事)

元請け会社との協力関係について確認することが必要です。

さらに、国、公団、都道府県、市町村など公共舗装工事の発注に関わる機関でこの情報を共有することが、各発注者において適切な業者選定を行

うために有効な方法です。

(2) 施工者の技術力を評価できる発注方式の導入
平成13年6月「舗装の構造に関する技術基準」が制定されました。この基準は技術革新に対してより柔軟に対応できるように、原則として仕様規定から、性能規定へと変更しています。このような背景も踏まえ、施工者の技術力を評価できる発注方式として、施工者の技術提案を求める「性能規定方式」、価格競争のみではなく工期、品質等の技術力も合わせて評価する「総合評価方式」等の方式を積極的に導入します。

(3) 業者選定

業者選定の段階で対象となる工事についての施工能力の評価をより適切に行うこととします。この場合、発注者が選定基準を明らかにすることが重要です。各工事に適用されるこの選定基準は、業者にとっての努力目標にもなると考えています。その際の判断要素の例を下記に示します。

- ・技術者：当該工事において、必要な人数の十分な資格、経験等を有する技術者を自社で配置できるか。
- ・技能者：当該工事において、自社もしくは恒常的な協力会社等で元請け技術者との連携が可能な技能者を必要人数配置できるか。
- ・施工機械：当該工事において、自社保有、長期リース等でそのオペレーションに習熟した機械の使用が可能であるか。

(4) 現場の点検

不良不適格業者の排除の観点から、建設業法、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律に基づく現場の点検を的確に実施します。

(5) 平準化

舗装業界の生産性の向上、安定的な経営の基礎的な条件整備として、繁忙期と端境期の差をできるだけ小さくするため、年間を通じた工事の平準化に努めます。

4 望ましい施工体制の実現に向けた施工者側の方策

(1) 発注者への施工体制についての情報提供

3(1)に対応して、年度始めなど定期的に各管内の技術者、施工部門の配置状況等について発注者に情報を提供する必要があります。

(2) 施工体制の整備

今後の総事業量の減少に対応し、各社ごとに合理化等を進める必要があります。その際、各社単独では困難な場合には、企業間の再編も視野に置く必要があります。

望ましい体制を実現するため、現在直営施工部門を有する社はその保持に努めるとともに、協力会社等を活用する場合でも普段からの協力体制を確保し、直営施工並の対応が可能な施工体制を整備する必要があります。

(3) 工事現場の施工体制の適正化

建設業法、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律等の法令を遵守し、一括下請負等の法令違反を行わないようにしなければなりません。

施工を外注する場合には、元請けとして完全に責任がとれるように、資格・経験のある技術者が施工班を指揮して円滑な工事実施が図れる管理体制をとることが重要です。

(4) 技術の維持・向上

企業の技術力の基本は人であり、優れた技術

者、技能者の育成に努めることが最も重要です。

また、技術レベルを向上させるために舗装施工管理技術者等の資格の取得を推進するとともに、品質管理の向上のため、ISO9001の取得、活用の推進する必要があります。

さらに、将来に向けた投資である技術開発に取り組むとともに、技術力を評価する発注方式への施工者側としての対応やVEなどの技術提案を積極的に行う必要があります。

(5) 地域貢献

建設業は地域との関わりの中で仕事を行っているという観点から、災害対応等も含め地域への貢献が求められます。特に、災害時の対応は地域の事情に通じた施工部門を現地に有していなければ実際の支援は不可能であり、その意味からも普段からの地域における施工体制の整備が重要です。

5 おわりに

この提言書は舗装工事の望ましい施工体制を構築するための方向性を示すものです。舗装会社の体制は地域によって異なりますが、舗装事業を取り巻く環境の厳しさに鑑み、発注者・舗装会社とも可能な対応を早急に行い、望ましい方向に向けた第一歩を躊躇することなく踏み出さなければならないと考えています。

今後、国土交通省としては、本提言を舗装工事の発注行政に反映するとともに、舗装業者の自主的努力の目標として位置付け、舗装工事における望ましい施工体制の確保に役立てたいと考えています。

(ホームページ参照 <http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha02/13/130419.html>)

アスファルト舗装工事施工体制研究会委員名簿

委員長	玉田 博亮	日本建設情報総合センター理事長
委員	六波羅 昭	勤労者退職金共済機構副理事長
委員	阿部 頼政	日本大学理工学部教授
委員	望月 常好	国土交通省大臣官房技術調査課長
委員	松脇 達朗	国土交通省大臣官房地方課長
委員	南部 隆秋	国土交通省道路局国道課長
委員	小川 篤生	日本道路公団技術部長
委員	小林 喜一	千葉県土木部次長
委員	吉兼 秀典	三重県県土整備部長
委員	仁瓶 義夫	日本道路建設業協会会長
委員	市川 治徳	市川工務店社長
委員	林 和夫	朝日建設社長

オブザーバー

	山中 義之	国土交通省総合政策局建設業課 建設業技術企画官
事務局	松本 直也	国土交通省大臣官房技術調査課 建設コスト管理企画室長